

白岡市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条 白岡市子ども医療費支給に関する条例の一部改正</b>                      (支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者の保護者は、医療費の支給対象としないものとする。                      (1)～(5) 略  <u>(6) 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年白岡町条例第20号)に基づき医療費の支給を現に受けている者</u>                      (支給の方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には</u>、保護者に代わって子ども医療費を当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市は、第2項の規定により<u>埼玉県内の医療機関等</u>に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>	<p><b>第1条 白岡市子ども医療費支給に関する条例の一部改正</b>                      (支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者の保護者は、医療費の支給対象としないものとする。                      (1)～(5) 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>対象となる子どもが市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には</u>、保護者に代わって子ども医療費を当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市は、第2項の規定により<u>指定した医療機関等</u>に支払う額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。</p>
<p><b>第2条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正</b>                      (支給の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には</u>、受給者に代わって一部負担金を当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市は、第2項の規定により<u>埼玉県内の医療機関等</u>に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することが</p>	<p><b>第2条 白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正</b>                      (支給の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には</u>、受給者に代わって一部負担金を当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 市は、第2項の規定により<u>指定した医療機関等</u>に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することが</p>

できる。

### 第3条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金に相当する額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合には、受給者に代わってひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 略

4 市は、第2項の規定により埼玉県内の医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部及び埼

きる。

### 第3条 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次に規定する自己負担金を控除した額(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)を支給する。ただし、受給者の責(税の未申告等)により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

(1) 次号に規定するもの以外(外来)の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養があった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されないとき(所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(支給の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、受給者に代わってひとり親家庭等医療費を当該医療機関等に支払うことができる。

3 略

玉県国民健康保険団体連合会に委託することが  
できる。